

**次世代育成支援対策推進法に基づく
市町村行動計画及び都道府県行動計画（後期行動計画）
に関する策定状況等の調査結果について
（平成26年4月1日現在）**

地方公共団体（市区町村及び都道府県）においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村行動計画及び都道府県行動計画（以下「市町村行動計画等」という。）を定めなければならないとされている。

市町村行動計画等は5年を1期として策定するものとされており、1回目に策定された市町村行動計画等（前期計画）については、平成17年度から平成21年度までを計画期間としていることから、2回目に策定される市町村行動計画等（後期計画）については、前期計画に係る必要な見直しを行った上で、平成22年度から平成26年度までを後期計画の期間として、平成21年度中に策定することが必要である。

都道府県及び市区町村を対象に、平成26年4月1日現在の策定状況等を調査したところ、結果は次のとおりであった。

1. 都道府県行動計画の策定状況等

（1）策定状況

すべての都道府県で策定済み。

（2）策定手続きの状況

①前期行動計画の見直し	47都道府県（100.0%）
②ニーズ調査の実施等	47都道府県（100.0%）
③関係者意見の反映	47都道府県（100.0%）
④点検・評価のための指標の導入	46都道府県（97.9%）

（3）公表状況

すべての都道府県で公表済み

【公表方法】	ア ホームページに掲載	47都道府県
（複数回答）	イ その他	20都道府県
	・冊子の配布	
	・公共施設での閲覧等	

2. 市町村行動計画の策定状況等

(1) 策定状況 (括弧内の割合は平成26年4月1日現在の市区町村数(1,742市区町村)により算出。以下同じ。)

- ①策定済み 1,717市区町村(98.6%)
- ②未策定 25市区町村(1.4%)

(2) 策定手続きの状況

- ①前期行動計画の見直し 1,701市区町村(99.1%)
- ②ニーズ調査の実施等 1,697市区町村(98.8%)
- ③関係者意見の反映 1,655市区町村(96.4%)
- ④点検・評価のための指標の導入 1,433市区町村(83.5%)

(3) 公表状況 (括弧内の割合は2(1)において策定済みと回答した市区町村により算出。)

- ①公表済み 1,606市区町村(93.5%)
 - 【公表方法】 ア ホームページに掲載 1,133市区町村
 - (複数回答) イ その他 836市区町村
 - ・広報紙への掲載
 - ・冊子の配布
 - ・公共施設での閲覧等
- ②未公表 111市区町村(6.5%)